

平成 26 年 6 月 27 日  
地 域 政 策 課

## 福島県復興推進計画（福島県応急仮設建築物復興特区）の変更について

### 1 特区の概要

復興の推進に必要な応急仮設建築物について、現行制度ではその存続期間が最大 2 年 3 ヶ月と定められているが、復興推進計画に活用期間を定めることで 2 年 3 ヶ月を超えて存続させることを可能とするもの（東日本大震災復興特区法第 17 条）

### 2 主な変更内容

対象となる応急仮設建築物の追加・・・32 件

応急仮設建築物の活用期間の延長・・・16 件

※計画の変更により対象となる応急仮設建築物はこれまでの 111 件から 143 件となった

#### 【対象とする応急仮設建築物の例】

- 仮設の店舗、事務所、工場（44 件）
- 仮設の医療施設や養護老人ホーム等の老人福祉施設（28 件）
- 学校の仮設校舎や長期避難に対応したサテライト校舎（38 件）
- 市役所や役場の仮設庁舎（20 件）
- 放射性物質検査や除染、災害廃棄物の処理、避難区域等のペットの保護などに必要な応急仮設建築物（13 件） 等

※応急仮設住宅については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により 1 年を超えない範囲で延長することが可能。県では現在平成 28 年 3 月 31 日まで供与期間を延長することとしている。

### 3 計画作成主体

県及び関係 32 市町村

### 4 変更申請日・認定日

申請日 平成 26 年 6 月 20 日（金）

認定日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

#### 【参考】認定書交付式

- 日 時 平成 26 年 6 月 27 日（金） 18：30～
- 場 所 復興庁福島復興局 政務官室
- 交付者 復興大臣政務官 亀岡偉民
- 受領者 福島県副知事 村田文雄

## 応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置（建築基準法の特例）

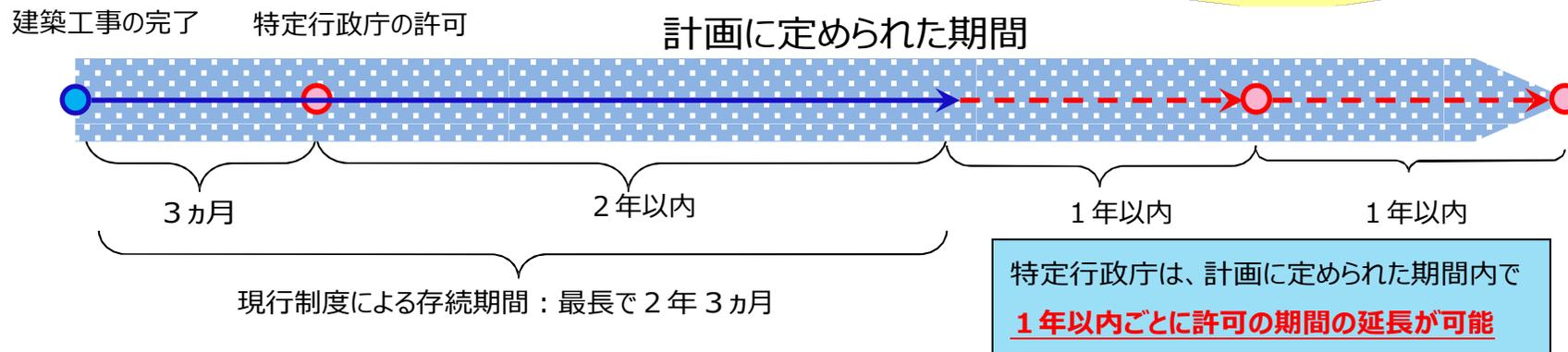
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

### 現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

### 特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁※が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において、存続期間の延長を可能とする。



※特定行政庁：原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、それ以外の市町村の区域については道県知事